発委第４号

令和２年６月１９日

鹿追町議会議長　吉　田　　稔　様

提出者　議会運営委員会
委員長　上　嶋　和　志

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年６月１９日提出

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５０年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

６　令和２年７月１日から令和３年３月３１日までの間、議員報酬月額（第５条第１項に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。）については、第２条第１項の規定にかかわらず、同号の規定により支給されることとなる額から、その額の１００分の５に相当する額を減じた額とする。

附　則

この条例は、令和２年７月１日から施行する。

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症による住民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和３年３月３１日まで議員報酬月額を減額する特例措置を行うため、改正するものである。